|  |  |
| --- | --- |
| 剣道　称号・段級位審査規則（改定後）（令和７年４月１日付改定） | |
| 1. 高齢者（６５歳以上）に対する修業年限の短縮規定を付加する改定 | |
| 改正前 | 改定後 |
| 公益財団法人全日本剣道連盟  剣道　称号・段級位審査規則  第１条から第１６条省略  （受審資格）  第17条　段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。  １ 初段　一級受有者で、満13歳以上の者  ２ 二段 初段受有後1年以上修業した者  ３ 三段 二段受有後2年以上修業した者  ４ 四段 三段受有後3年以上修業した者  ５ 五段 四段受有後4年以上修業した者  ６ 六段 五段受有後5年以上修業した者  ７ 七段 六段受有後6年以上修業した者  ８ 八段 七段受有後10 年以上修業し、かつ、満46歳以上の者  ② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。  １　二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者   |  |  | | --- | --- | | 受審段位 | 年　齢 | | 二　段 | ３５歳 | | 三　段 | ４０歳 | | 四　段 | ４５歳 | | 五　段 | ５０歳 |   ２　初段から五段までの受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者   |  |  | | --- | --- | | 受審段位 | 修業年限 | | 初　段 | 一級受有者 | | 二　段 | 初段受有後３か月 | | 三　段 | 二段受有後１年 | | 四　段 | 三段受有後２年 | | 五　段 | 四段受有後３年 |   第１８条以下省略  附 則  １　本規則は、平成２４年４月１日から施行する。  ２　財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。  ３　本規則は、平成２８年３月１７日に一部改定し、平成２８年４月１日から施行する。  （審査員選考基準の改定）  ４　本規則は、平成３０年３月１４日に一部改定し、平成３０年４月１日から施行する。  （審査員選考基準の改定） | 公益財団法人全日本剣道連盟  剣道　称号・段級位審査規則  第１条から第１６条省略  （受審資格）  第17条　段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。  １ 初段　一級受有者で、満13歳以上の者  ２ 二段 初段受有後1年以上修業した者  ３ 三段 二段受有後2年以上修業した者  ４ 四段 三段受有後3年以上修業した者  ５ 五段 四段受有後4年以上修業した者  ６ 六段 五段受有後5年以上修業した者  ７ 七段 六段受有後6年以上修業した者  ８ 八段 七段受有後10 年以上修業し、かつ、満46歳以上の者  ② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。  １　二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者   |  |  | | --- | --- | | 受審段位 | 年　齢 | | 二　段 | ３５歳 | | 三　段 | ４０歳 | | 四　段 | ４５歳 | | 五　段 | ５０歳 |   ２　初段から五段までの受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者   |  |  | | --- | --- | | 受審段位 | 修業年限 | | 初　段 | 一級受有者 | | 二　段 | 初段受有後３か月 | | 三　段 | 二段受有後１年 | | 四　段 | 三段受有後２年 | | 五　段 | 四段受有後３年 |   **３　六段から八段までの受審を希望し、年齢65歳以上で、次の修業年限を経た者**   |  |  | | --- | --- | | **受審段位** | **修業年限** | | **六　段** | **五段受有後２年** | | **七　段** | **六段受有後３年** | | **八　段** | **七段受有後５年** |   第１８条以下省略  附 則  １　本規則は、平成２４年４月１日から施行する。  ２　財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。  ３　本規則は、平成２８年３月１７日に一部改定し、平成２８年４月１日から施行する。  （審査員選考基準の改定）  ４　本規則は、平成３０年３月１４日に一部改定し、平成３０年４月１日から施行する。  （審査員選考基準の改定）  **５　本規則は、令和７年３月６日に一部改定し、令和７年４月１日に施行する。**  **（修業年限の改定）** |